令和2年度第1回三芳町地域公共交通会議(書面会議)

令和2年4月10日

議題:ライフバス再編にかかるスケジュールについて

【内容】

令和元年9月19日開催の令和元年度第1回三芳町地域公共交通会議において、資料1「令和元年9月19日地域公共交通会議資料」のとおりライフバス再編にかかるスケジュールについて、議決いただいたところです。

議決後、資料2のとおりライフバス7番線の休止時期を**令和2年5月4日** として「道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議 が調っていることの証明書」を交付しておりました。

しかし資料1中、「④運行内容の検討」にあるスクールゾーン解除の手続きについて住民合意を図るため継続協議中となっており、ライフバス 7 番線の休止時期及び新路線である8番線の開始時期を再度見直す必要が生じました。

こうしたことから、「ライフバス再編にかかるスケジュール」の全体的な見直しが必要となり、以下の2点について各委員より表決をいただくものです。

- 【1】 ライフバス 7 番線休止時期の延期
- 【2】【1】に伴う再編スケジュールの変更(資料3)

【資料 5 補足説明】

- ① ※1 国道 254 号線交差点改良工事について
 - ・別添資料 6・7 のとおり、国道 254 号線交差点について川越方面 の中央分離帯を拡幅し、国道上下線ともに交差点表示を新たに追 加するものです。

② ※2 休止申請変更届

・令和元年9月19日開催の地域公共交通会議にて協議が調ったとして運行事業者である株式会社ライフバスへ資料4のとおり証明書を交付した。これにより、7番線休止時期を令和2年5月4日までとし、株式会社ライフバスが運輸局へ届出を行っている。

③ ※3 再休止申請変更届

・上記【内容】にもあるように、スクールゾーン解除の手続きについて住民合意を図るため継続協議中となっている。このため7番線の休止時期を令和2年5月4日から変更する必要があると考えいる。

④ ※4 スクールゾーン解除の協議

・スクールゾーン(町道幹線 5 号線の一部・町道幹線 17 号線)の 令和 2 年 4 月解除に向けて、2 回の住民説明会(令和元年 11 月 28 日(木)・令和元年 12 月 1 日(日)を実施し協議を行ってきた。 しかし、歩行者の安全確保、交通量の課題等の意見が多数寄せら れたため、期間を延長して協議を行うこととなった。